

請求書の見方

(令和6年度)

当協会からお送りする請求書は、大きく分けると次の3つの書類から構成されています。

1 表紙「再商品化予定委託料金請求書」

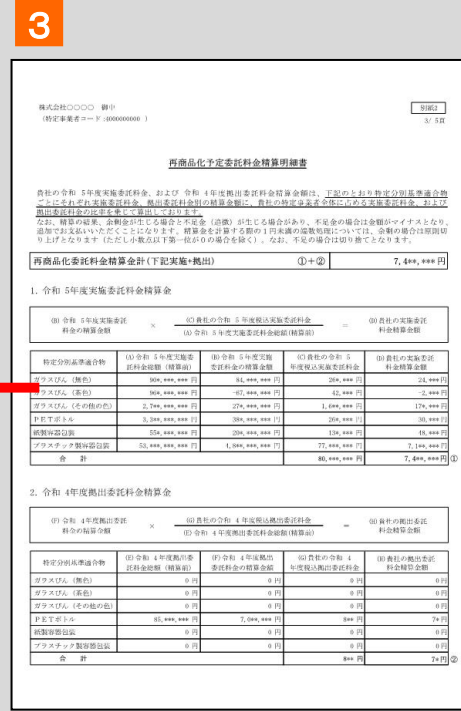
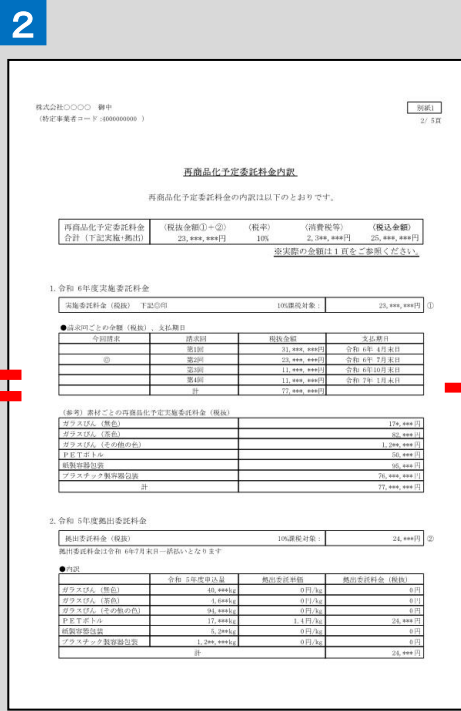
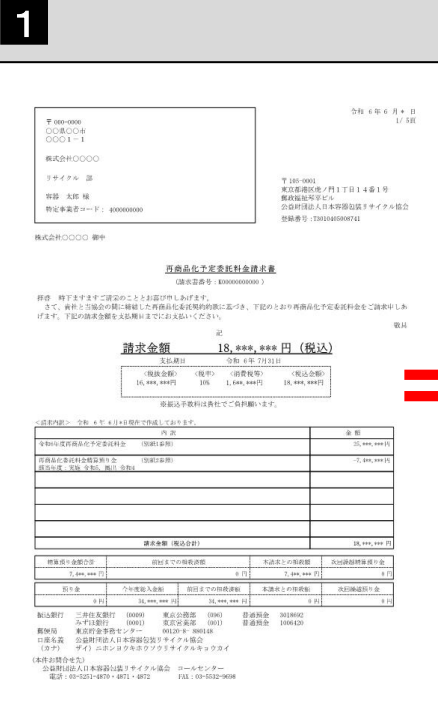
..... 2 から 3 を差し引いた金額です

2 別紙1「再商品化予定委託料金内訳」

..... 貴社からの申込に基づく令和6年度の実施委託料金と令和5年度の拠出委託料金の内訳を表示しています

3 別紙2「再商品化予定委託料金精算明細書」

..... 前年度の精算により発生した貴社の令和5年度の実施委託料金と令和4年度の拠出委託料金の余剰精算金（または不足精算金）の内訳を表示しています



適格請求書発行事業者登録番号について

当協会から発行される請求書は、適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応した請求書です。当協会の適格請求書発行事業者登録番号 T3010405008741

請求書の見方、法律の概要に関するお問合せ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター
電話：03-5251-4870（平日：9時30分～17時30分）

※ 用語や制度の詳しい内容については、日本容器包装リサイクル協会ホームページ（<https://www.jppra.or.jp/>）で詳しく解説しています。

▶表紙「再商品化予定委託料金請求書」の見方

1

〒000-0000
〇〇県〇〇市
〇〇〇1-1

株式会社〇〇〇〇

リサイクル 部

容器 太郎 様

特定事業者コード：4000000000

令和6年6月*日
1/5頁

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1丁目14番1号
郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
登録番号：T3010405008741

株式会社〇〇〇〇 御中

再商品化予定委託料金請求書

(請求書番号：K00000000000)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴社と当協会の間締結した再商品化委託契約約款に基づき、下記のとおり再商品化予定委託料金をご請求申し上げます。下記の請求金額を支払期日までにお支払いください。

敬具

① 請求金額 18,***,***円 (税込)

税抜金額	税中	消費税等	税込金額
16,***,***円	10%	1,6**,**円	18,***,***円

*振込手数料は貴社でご負担願います。

<請求内訳> 令和6年6月*日現在で作成しております。

内訳	金額
② 令和6年度再商品化予定委託料金 (別紙1参照)	25,***,***円
③ 再商品化委託料金精算預り金 (別紙2参照) ※当年度：実施 令和5、拠出 令和4	-7,4**,**円
④ 請求金額 (税込合計)	18,***,***円

⑤ 精算預り金額合計	7,4**,**円	⑥ 前回までの相殺済額	0円	⑦ 本請求との相殺額	7,4**,**円	⑧ 次回繰越精算預り金	0円		
⑨ 預り金	0円	⑩ 今年度総入金額	31,***,***円	⑪ 前回までの相殺済額	31,***,***円	⑫ 本請求との相殺額	0円	⑬ 次回繰越預り金	0円

振込銀行 三井住友銀行 (0009) 東京公務部 (096) 普通預金 3018692
みずほ銀行 (0001) 東京営業部 (001) 普通預金 1006420
郵便局 東京貯金事務センター 00120-8-880148
口座名義 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
(カナ) ゼイ ニホンヨウキホウソウリサイクルキョウカイ
(本件お問合せ先)
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター
電話：03-5251-4870・4871・4872 FAX：03-5532-9698

① 請求金額 (税込)

今回お支払いいただく金額の総額です。

[請求内訳]

② 再商品化予定委託料金 (税込)

貴社からの申込に基づく令和6年度実施委託料金 (税抜) と令和5年度拠出委託料金 (税抜) の合計に消費税10%を適用した金額です。別紙1の一番上の「税込金額」と同額です。

③ 再商品化委託料金精算預り金

6月に確定した令和5年度決算により当協会にて計算した精算預り金です。令和5年度実施委託料金の精算預り金と令和4年度拠出委託料金の精算預り金の合計です。別紙2の一番上の「再商品化委託料金精算金計」と同額です。

特定事業者が支払う再商品化委託料金 (実施・拠出) は税務上、支出した日の属する事業年度の損金として処理することになっており、余剰金が出た場合は、前年度の委託料金の戻しという形ではなく、精算が確定するまでの預り金 (精算預り金) という扱いになります。預り金は消費税の対象外となりますので、金額全額が次年度の委託料金 (消費税込) に充当されることになります。その差額が今回の請求金額となり、請求金額に対する税抜金額と消費税等が記載されております。

④ 請求金額 (税込合計)

請求内訳の合計です。上記①と同額です。

※請求内訳に上記以外が表示されるケース

- ・過年度新規申込委託料金
当該年度の申込に加え、過年度分の遡及申込があった場合に表示
- ・今期預り金、その他預り金
以前に何らかの理由で余分に協会へ支払のあった金額 (過剰入金) 等
- ・前々年度以前繰越精算預り金
令和4年度以前の精算預り金がまだ残っている場合に表示
(詳細は別紙3として記載)
- ・前年度以前繰越請求残 (税込)
令和5年度以前に請求していながら、いまだ支払われていない金額。原契約に基づく契約当時の消費税率が適用されます。

[精算金関連情報]

⑤ 精算預り金額合計

「請求内訳」の再商品化委託料金精算預り金 (上記③) と原則同額です。令和4年度以前の繰越精算預り金がある場合はそれを合算した金額です。

⑥ 前回までの相殺済額

6月に発送する請求書では原則この欄に金額が入ることはありません。支払回数 が2~4回の場合で前回請求時に相殺 (充当) された金額があるときに、次回請求書に表示されます。

⑦ 本請求との相殺額

再商品化予定委託料金 (上記②) と相殺 (充当) された精算預り金です。

⑧ 次回繰越精算預り金

上記②を上記⑥が上回った場合に次回へ繰り越される精算預り金額です。次回請求する委託料金と相殺 (充当) されます。

[入金関連情報]

⑨ 預り金

余分に協会へ支払のあった金額 (過剰入金) など前年度からの繰越預り金です。

⑩ 今年度総入金額

今年度の4月からこの請求書が作成されるまでに貴社が支払った金額です。

⑪ 前回までの相殺済額

⑨・⑩のうち、この請求書が作成されるまでに既に委託料金と相殺 (充当) された金額です。

⑫ 本請求との相殺額

⑪で相殺済みの残りの金額からさらに今回の請求で相殺 (充当) された金額です。

⑬ 次回繰越預り金

⑫の相殺の結果、次回請求へ繰り越される預り金です。次回請求する委託料金と相殺 (充当) されます。

別紙1 「再商品化予定委託料金内訳」の見方

「令和6年度再商品化実施委託料金」と「令和5年度抛出委託料金」の内訳の詳細です。

2

株式会社〇〇〇〇 御中
(特定事業者コード:4000000000)

別紙1
2/5頁

再商品化予定委託料金内訳

再商品化予定委託料金の内訳は以下のとおりです。

再商品化予定委託料金 合計(下記実施+抛出)	(税抜金額①+②) 23,***,***円	(税率) 10%	(消費税等) 2,3**,**円	(税込金額) 25,***,***円
---------------------------	--------------------------	-------------	---------------------	-----------------------

※実際の金額は1頁をご参照ください。

1. 令和6年度実施委託料金

実施委託料金(税抜) 下記①印	10%課税対象:	23,***,***円 ①
-----------------	----------	---------------

●請求回ごとの金額(税抜)、支払期日

今回請求	請求回	税抜金額	支払期日
	第1回	31,***,**円	令和6年4月末日
◎	第2回	23,***,**円	令和6年7月末日
	第3回	11,***,**円	令和6年10月末日
	第4回	11,***,**円	令和7年1月末日
	計	77,***,**円	

(参考) 素材ごとの再商品化予定実施委託料金(税抜)

ガラスびん(無色)	17*,***円
ガラスびん(茶色)	82,***円
ガラスびん(その他の色)	1,2**,**円
PETボトル	50,***円
紙製容器包装	95,***円
プラスチック製容器包装	76,***,**円
計	77,***,**円

2. 令和5年度抛出委託料金

抛出委託料金(税抜)	10%課税対象:	24,***円 ②
------------	----------	-----------

抛出委託料金は令和6年7月末日一括払いとなります

●内訳

	令和5年度申込量	抛出委託単価	抛出委託料金(税抜)
ガラスびん(無色)	40,***kg	0円/kg	0円
ガラスびん(茶色)	3,6**kg	0円/kg	0円
ガラスびん(その他の色)	94,***kg	0円/kg	0円
PETボトル	17,***kg	1.4円/kg	24,***円
紙製容器包装	5,2**kg	0円/kg	0円
プラスチック製容器包装	1,2**,**kg	0円/kg	0円
計			24,***円

再商品化予定委託料金合計 (下記実施+ 抛出)

「1. 令和6年度実施委託料金」①と「2. 令和5年度抛出委託料金」②の合計が〈税抜金額①+②〉です。この金額に消費税率10%を適用した〈税込金額〉と、〈請求内訳〉の再商品化予定委託料金(税込)が同額です(表紙②)。

2. 令和5年度抛出委託料金

平成20年度から創設された市町村への資金抛出制度です。

令和5年度申込をしている特定事業者には、令和6年6月に令和5年度抛出委託料金を請求します。

令和5年度の再商品化委託申込量に令和5年度抛出委託単価を乗じて自動的に計算していますので、新たに手続きをする必要はありません。支払は令和6年7月末日の一括払です。

下段の「●内訳」は令和5年度貴社申込量と抛出委託単価及びそれらに乗じた抛出委託料金(税抜)です。この抛出委託料金も予定でお支払いいただき、来年(令和7年)6月の請求時に精算することになります。

抛出委託料金は、当該年度分の再商品化が翌年度の6月までかかることから、法律上、翌年度の9月末までに市町村へ抛出すれば良いことになっております。そのため、令和5年度の抛出委託料金は、令和6年6月に金額を計算、請求し、令和6年9月に市町村へ抛出、令和7年6月に精算となります。

1. 令和6年度実施委託料金

貴社が再商品化(リサイクル)の義務を履行するために当協会へ委託申込した際に算出された申込金額(税抜)です。中段の「●請求回ごとの金額(税抜)、支払期日」は貴社が申込時に選択した支払方法をもとに、支払回数、各請求回ごとの金額、支払期日などを記載しています。各回金額は、請求回の最後の回から金額を算出していき、残金を第1回目の請求へ計上しています(1円未満切り捨て)。

申込金額(税抜)	支払方法	4月	7月	10月	1月
3千万円以上	2分割	50%	50%	—	—
	4分割	40%	30%	15%	15%
10万円超~3千万円未満	一括払	—	100%	—	—
	3分割	—	50%	25%	25%
10万円以下	一括払	—	100%	—	—

▶別紙2「再商品化予定委託料金精算明細書」の見方

精算とは…… 当協会では、特定事業者から予定、前払いで委託料金を支払っていただき、1年間再商品化を行い、実績が出たところで過不足を調整しています。余剰が出れば返還し、不足が出れば追加で徴収することを精算と呼んでいます。ただし余剰の場合、現金では返還せず、次年度の委託料金に充当します。

令和5年度決算により確定した「令和5年度実施委託料金精算金」と「令和4年度拠出委託料金精算金」の計算方法などの詳細です。

3

株式会社〇〇〇〇 御中
(特定事業者コード:4000000000)

別紙2
3/5頁

再商品化予定委託料金精算明細書

貴社の令和5年度実施委託料金、および令和4年度拠出委託料金精算金額は、下記のとおり特定分別基準適合物ごとにそれぞれ実施委託料金、拠出委託料金別の精算金額に、貴社の特定事業者全体に占める実施委託料金、および拠出委託料金の比率を乗じて算出しております。
なお、精算の結果、余剰金が生じる場合と不足金（追徴）が生じる場合があります。不足金の場合は金額がマイナスとなり、追加でお支払いいただくことになります。精算金を計算する際の1円未満の端数処理については、余剰の場合は原則切り上げとなります（ただし小数点以下第一位が0の場合を除く）。なお、不足の場合は切り捨てとなります。

再商品化委託料金精算金計（下記実施+拠出）	①+②	7,4**,** 円
------------------------------	-----	------------

1. 令和5年度実施委託料金精算金

(B) 令和5年度実施委託料金の精算金額	×	(C) 貴社の令和5年度税込実施委託料金 (A) 令和5年度実施委託料金総額（精算前）	=	(D) 貴社の実施委託料金精算金額
----------------------	---	--	---	-------------------

特定分別基準適合物	(A) 令和5年度実施委託料金総額（精算前）	(B) 令和5年度実施委託料金の精算金額	(C) 貴社の令和5年度税込実施委託料金	(D) 貴社の実施委託料金精算金額
ガラスびん（無色）	90*,**,* 円	84,**,* 円	26*,**,* 円	24,**,* 円
ガラスびん（茶色）	96*,**,* 円	-67,**,* 円	42,**,* 円	-2,**,* 円
ガラスびん（その他の色）	2,7**,**,* 円	27*,**,* 円	1,6**,**,* 円	17*,**,* 円
PETボトル	3,3**,**,* 円	38*,**,* 円	26*,**,* 円	30,**,* 円
紙製容器包装	55*,**,* 円	20*,**,* 円	13*,**,* 円	48,**,* 円
プラスチック製容器包装	53,**,* 円	4,8**,**,* 円	77,**,* 円	7,1**,**,* 円
合計			80,**,* 円	7,4**,**,* 円 ①

2. 令和4年度拠出委託料金精算金

(F) 令和4年度拠出委託料金の精算金額	×	(G) 貴社の令和4年度税込拠出委託料金 (E) 令和4年度拠出委託料金総額（精算前）	=	(H) 貴社の拠出委託料金精算金額
----------------------	---	--	---	-------------------

特定分別基準適合物	(E) 令和4年度拠出委託料金総額（精算前）	(F) 令和4年度拠出委託料金の精算金額	(G) 貴社の令和4年度税込拠出委託料金	(H) 貴社の拠出委託料金精算金額
ガラスびん（無色）	0 円	0 円	0 円	0 円
ガラスびん（茶色）	0 円	0 円	0 円	0 円
ガラスびん（その他の色）	0 円	0 円	0 円	0 円
PETボトル	85,**,* 円	7,0**,**,* 円	8** 円	7* 円
紙製容器包装	0 円	0 円	0 円	0 円
プラスチック製容器包装	0 円	0 円	0 円	0 円
合計			8** 円	7* 円 ②

再商品化委託料金精算金計
(下記実施+拠出) ① + ②

「1. 令和5年度実施委託料金精算金」の合計①と「2. 令和4年度拠出委託料金精算金」の合計②を合算した金額です。
〈請求内訳〉の再商品化委託料金精算預り金と同額です（表紙③）。

1. 令和5年度実施委託料金精算金

(A) 令和5年度実施委託料金総額（精算前）
特定事業者から令和5年度にお支払いいただいた実施委託料金の総額です。

(B) 令和5年度実施委託料金の精算金額
上記(A)から実際にかかった全ての経費を差し引いた精算原資で、特定事業者へお返しする金額の総額です。
(精算の結果、不足金が生じた場合は金額がマイナスとなり、追加でお支払いいただくこととなります。)

(C) 貴社の令和5年度税込実施委託料金
貴社より令和5年度に協会へお支払いいただいた税込実施委託料金です。

(D) 貴社の実施委託料金精算金額
(B) × (C) ÷ (A) の計算式で貴社の精算金額が計算されます。

2. 令和4年度拠出委託料金精算金

(E) 令和4年度拠出委託料金総額（精算前）
特定事業者から令和5年度にお支払いいただいた令和4年度分の拠出委託料金の総額です。

(F) 令和4年度拠出委託料金の精算金額
上記(E)から実際に市町村へ拠出した金額を差し引いた精算原資で、特定事業者へお返しする金額の総額です。
(精算の結果、不足金が生じた場合は金額がマイナスとなり、追加でお支払いいただくこととなります。)

(G) 貴社の令和4年度税込拠出委託料金
貴社より令和5年度に協会へお支払いいただいた令和4年度分の税込拠出委託料金です。

(H) 貴社の拠出委託料金精算金額
(F) × (G) ÷ (E) の計算式で貴社の精算金額が計算されます。

質問Q	回答A
No.1 支払うお金は何に使われるのですか。	2種類の委託料金があり、用途が異なります。 ①【実施委託料金】 主に、再商品化（リサイクル）を行う再商品化事業者への委託費用となり、一部はリサイクル協会の事業運営のために使われます。 ②【抛出委託料金】 平成20年4月から施行となった「市町村への資金抛出制度」に基づき、品質の高い分別収集を行うなど、リサイクルの合理化に貢献した市町村へ支払われます。
No.2 誤って多く（少なく）振込してしまいました。返還（追加徴収）されますか。	【多く振込した場合】 確認され次第、返還通知を発送いたします。同封される「口座登録申請書」をご返送ください。ご返送がなければ次回の請求と相殺いたします。 【少なく振込した場合】 確認され次第、入金依頼書を発送いたします。振込手数料は、再商品化委託契約約款記載のとおり、事業者様ご負担となりますのでご了承ください。分割払いを選択されている場合、次回請求額に合算して請求させていただきます。
No.3 申込をしたのに請求書が届きません。	令和6年度から、請求書の郵送有無を選択できるようになりました。申込時に「紙による請求書の送付を希望しない」を選択された方は、当協会システムREINSの「●請求情報照会」画面から、ご自身で請求書をPDFで出力してください。お振込みの際の振込人名は、当協会との契約者名と同一としてください。
No.4 ネットバンキングで支払ってもかまいませんか。	問題ありません。 ただし、振込人名は当協会との契約者名と同一としてください。
No.5 同封の振込用紙を利用せず、金融機関備え付けの振込用紙を用いて支払ってもかまいませんか。	問題ありません。 ただし、振込人名は当協会との契約者名と同一としてください。 なお、令和7年度から銀行用の振込依頼書は同封せず、郵便局のみ同封します。
No.6 振込時に入金確認番号を入力し忘れました。連絡したほうが良いですか。	入金額と事業者名称で確認いたしますので、ご連絡は不要です。
No.7 請求書を再発行してほしい場合どうすれば良いですか。	当協会システムREINSの「●請求情報照会」画面から、直近の請求書をPDFで出力可能です。 再度の郵送をご希望の場合は、「申込・契約訂正等申請書」をご提出いただきます。当協会システムREINSのTOP PAGE内にリンクがございますのでファイルをダウンロード・印刷し、記入・捺印したものを下記までご郵送ください。 申請書到着から1週間程度で再発行いたします。尚、支払期日は延長されず、再発行印が付きますのでご了承下さい。 【送付先】〒130-8799 本所郵便局私書箱15号 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター
No.8 振込が支払期日に間に合わない場合、連絡は必要ですか。また、延滞金はかかりますか。	早急にお振込手続きをお取りいただければ、改めてのご連絡は不要です。1ヵ月以上の遅延となりますと、延滞金はかかりませんが、督促状が発送される場合がございますので、ご了承ください。
No.9 請求書の送付先を委託申込の担当者とは別の送付先（例えば経理課宛）に変えてほしい。	現状はREINS登録のご担当者様宛にお送りしていますが、令和7年度からは送付先として別に設定することが可能となる予定です。

【本件お問合せ先】 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 （平日：9時30分～17時30分）

- 容器包装リサイクル法の概要、請求内容に関すること
コールセンター TEL：03-5251-4870
- オンライン操作方法に関すること
オペレーションセンター TEL：03-5610-6261